

# 資料編



## I 計画の策定の経過等

年 月 日		事 項
平成 22 年度	3月4日～ 3月31日	市民意識（アンケート）調査 （対象） ・介護保険居宅サービス利用者 ・上記以外の65歳以上の方 ・吉川市内の居宅サービス利用者を担当している 介護支援専門員
平成 23 年度	7月21日	第1回介護福祉推進協議会 ・第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 進捗状況 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 策定 ・アンケート調査結果 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策 定のスケジュール
	9月28日	第2回介護福祉推進協議会 ・介護保険制度改革の内容と高齢者福祉・介護をめぐ る課題の検討 ・将来推計 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 理念および施策体系の検討
	11月16日	第3回介護福祉推進協議会 ・重点プロジェクトの選定および個別施策の検討
	12月21日	第4回介護福祉推進協議会 ・第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画案 の検討
	12月27日 ～1月26日	パブリックコメント
	2月22日	第5回介護福祉推進協議会
	3月23日	「第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」 策定（市長決裁）

## Ⅱ 吉川市介護福祉推進協議会設置要綱

---

平成12年8月11日制定

平成20年7月30日最終改定

(設置)

第1条 吉川市の介護保険事業及び一般福祉施策の円滑な運営を図るため、介護福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。
- (2) 介護保険事業計画を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検・分析・評価に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の策定のための提言及び助言に関すること。
- (4) 市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (6) 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項、及び第78条の4第5項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係機関の代表者
- (4) 市民又は市民団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、会長が必要と認めるとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部いきいき推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののことのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### Ⅲ 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿

(順不同)

氏名	選出母体	備考
峯尾 武巳	神奈川県立保健福祉大学	知識経験者
中村 信 ◎	吉川松伏医師会	医療関係者
戸張 英男	吉川市歯科医師会	医療関係者
矢野 義光 ○	吉川平成園	福祉関係機関の代表者
大脇 利彦	ききょう苑	福祉関係機関の代表者
中田 眞矢子	市民の代表者	市民又は市民団体の代表者
白井 美佐子	市民の代表者	市民又は市民団体の代表者

◎会長 ○副会長

委員任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日

## IV 用語解説

---

### 【あ行】

#### ・運動器

身体機能を支える骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。

#### ・栄養改善

いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送るために食習慣の見直しをすること。

### 【か行】

#### ・介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人から相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村・事業者・施設などとの連絡調整を行う。

#### ・介護相談員

介護サービス事業所を定期的に訪問し、気軽な雰囲気の中でサービス利用者の日常的な不平・不満又は疑問を聞き、事業者と共に改善の途を探り、苦情に至る事態を未然に防ぐ。また、市民の目を通して、サービスの実態等（良い点・悪い点）を把握し、市に提言を行うことにより、介護サービスの質の向上や市の介護保険行政の円滑な運営に反映させる。

#### ・介護相談員派遣事業

一定の研修を受けた介護相談員が、市の事業の一環として介護保健施設の訪問等を行い、利用者とサービス提供事業者との間の橋渡しを行うことによって利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつサービスの質の向上に寄与することを目的として、平成12年度に創設された事業。

#### ・介護福祉士

介護の専門知識と技術を持つことを認定された介護福祉の専門職で、身体的または精神的な障がいがある日常生活を営むのに支障がある寝たきりの高齢者などに対する入浴・排泄・食事などの生活上必要な介護を行うほか、その家族への精神面でのフォロー、介護に関する指導を行う。

## ・介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。3年を1期としている。計画に定めるサービス見込み量等に基づき第1号保険料を算出する。

## ・介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた施設のことをいう。介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設がある。

## ・基本チェックリスト

25項目の簡単な質問から、心身の状態を把握するもの。生活機能が低下していて介護が必要になるおそれのある高齢者を早期に把握するための基準となる質問表。

## ・キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人で、所定のキャラバンメイト研修を受講し登録された方。

## ・協定締結事業所

吉川市要援護者見守りネットワークの趣旨に賛同し、吉川市と協定を結んだ事業所。

## ・ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画。

## ・ケアマネジメント

要介護者等に対して、適切なサービスを受けられるようにケアプラン（介護サービス計画）を作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、生活を支援すること。

## ・ケアマネジャー（⇒ 介護支援専門員と同じ）

## ・軽費老人ホーム（ケアハウス）

身寄りのない方や、家族との同居が困難な方々が低額な料金で利用することのできる老人福祉法に基づく老人福祉施設。身寄りのない方や家族がいても一緒に暮らせない事

情のある方が対象のA型と、自炊することが条件であるB型、身体機能の低下や独立して生活するのに不安がある方が対象のケアハウスの3種類があり、在宅福祉サービスを利用しながら生活することができる施設。

#### ・ 後期高齢者

高齢者を2段階に区分する場合、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65歳以上75歳未満を前期高齢者という。

#### ・ 口腔機能

味わう・食べる・語らう・笑うなど、非常に広い範囲で捉えられ、口の中だけではなく、笑ったり、話したりする時に使う口の周りの筋肉や唇の周りの働きも含まれる。

#### ・ 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合。老年人口比率ともいう。

#### ・ 高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する者から行われる虐待の行為。類型としては、①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待がある。

#### ・ 高齢者福祉計画

高齢者福祉事業についてサービスの供給量や整備量を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。計画期間は3年を1期としている。

### 【さ行】

#### ・ 作業療法士（OT）

身体に障がいがある人に対して、主に手先を使う作業療養を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいをづくりを行う専門職で、医療機関や福祉施設、介護保険施設などで働いている。

#### ・ 参酌標準

必要とされる介護保険サービス量を推計するにあたり、国（厚生労働省）が示す、その参考とすべき数値。

## ・社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会で力を合わせて解決しようとする市民の福祉活動を推進することで、安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。

## ・シルバー人材センター

定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する公益法人で、会員は原則として60歳以上の健康な高齢者で構成する。

## ・GPS（ジーピーエス）

(Global Positioning System) 人工衛星から発信される情報を利用して、受信機が地球上のどこにあるのかを知ることができる仕組み。

## ・成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の代わりに、後見人が契約の締結を行ったり、本人が誤った判断に基づいて締結した契約を取り消したりすることで、これらの人を不利益から守る制度。

## 【た行】

### ・第1号被保険者

介護保険法では市町村の区域内に住所を有する65歳以上の高齢者を第1号被保険者としている。

### ・地域包括ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み。必要なサービスを提供するために保健・医療・福祉機関との総合的な調整を行う。

### ・地域サロン

家に閉じこもりがちな高齢者などが、身近な場所に気軽に出かけて行き、仲間づくりや生きがいをづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動の場。

## ・地域支援事業

地域で生活する高齢者が、要支援状態・要介護状態とならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化するための事業。

## ・地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の3職種が連携し、「総合相談事業」「虐待の早期発見、防止等の権利擁護事業」「介護予防管理」「包括的・継続的管理」を行う中核機関。

## ・閉じこもり

特に病気もないのに、1日のほとんどを家の中あるいは庭先程度の家の周辺で過ごし、日常生活行動の範囲がきわめて縮小した状態で活動的な生活をしていないこと。

## 【な行】

### ・二次予防対象者（旧特定高齢者）

65歳以上で生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる介護認定を受けていない人。

### ・日常生活圏域

住み慣れた地域での生活を重視し、地域における介護サービスを24時間体制で受けられるよう設定された圏域。

### ・認知症

知能が正常に発達した後に、器質的並びに非器質的異常により持続的に低下した状態を指す。先天的異常による精神発達遅滞に伴う知的障がいや一過性の意識障がいは認知症とはいわない。成人に起こる認知（知能）障がいであり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたす状態。「痴ほう」という用語が、平成16年12月に変更された。

### ・認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する人。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を指す。講座で学ぶ認知症についての正しい知識、適切な対応の仕方などを、サポーター一人ひとりが日々の暮らしに生かし、自分の

できる範囲で認知症の人やその家族を応援する。また、認知症サポーターには、認知症を支援する目印としてブレスレット（オレンジリング）が配布される。

## 【は行】

### ・ バリアフリー

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障がい者が社会参加するうえで生活に支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

### ・ 包括的支援事業

介護予防事業の提供にかかるマネジメントの実施や総合相談、そして地域の高齢者実態把握や介護以外の生活支援サービスとの調整、また虐待の早期発見、防止などや支援困難な事例に関するケアマネジャーへの助言・ネットワークづくりなどの地域ケア支援を行う事業のことをいう。

## 【ま行】

### ・ 民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

## 【や行】

### ・ 要介護高齢者

要介護状態にある65歳以上の人。要介護状態とは、身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態のこと。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は、介護の必要度により5つに区分される。介護保険制度において、介護給付の対象となる状態。

- ・ **養護老人ホーム**

原則として 65 歳以上の方で、生活環境上の理由や経済的な理由などにより、自宅での生活が困難な方を対象とした老人福祉法に基づく老人福祉施設。入所者が自立した生活が維持できるように生活指導を行うとともに、心身の健康保持を図ることを目的としている。

- ・ **要支援高齢者**

要介護状態となるおそれのある状態の65歳以上の人。要支援の状態は、要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態のこと。介護保険制度において、予防給付の対象となる状態。

## **【ら行】**

- ・ **理学療法士（PT）**

身体に障がいのある人に対して、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などにより機能回復訓練（リハビリテーション）を行う専門職で、医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。

- ・ **リハビリテーション（リハビリ）**

身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練や療法のこと。

## 第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

---

< 発行年月 > 平成24年3月  
< 編集・発行 > 吉川市  
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1  
吉川市健康福祉部いきいき推進課  
電話 048-982-5111  
FAX 048-982-5513  
ホームページ <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>